

週刊 税務通信

令和4年(2022年)
3月21日

NO.
3696

◎インボイス制度 施行日をまたぐ取引に係るインボイスの交付義務(2頁) / ◎宮沢洋一・自民党税調会長インタビュー(21頁)

インボイス制度 施行日をまたぐ取引の交付義務……………(2)

事前確定届出給与 臨時賞与を支給した場合の損金算入の可否……………(4)

R4改正 グループ通算制度に係る投資簿価の加算措置の適用単位……………(6)

最高裁 評基通6項を巡り口頭弁論……………(7)

R4改正 環境負荷低減に係る認定計画に基づく投資減税を創設……………(8)

住民税課税情報のオンライン照会検討……………(10)

コロナ対策・税務署執務状況(3/16現在)……………(11)

e-Tax システム障害に伴う申告期限延長……………(47)

潮来署 お笑いコンビがスマホ申告PR……………(49)

▶税務通信アーカイブス(令和4年1・2月)……………(53)

■元国税審判官がセレクト・実務家が知っておくべき「最新未公表裁決」(35) 尾崎 真司……………(13)

【特別資料】令和4年度主要改正項目の適用開始時期一覧……………(16)

本誌特別企画

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く……………(21)

令和4年度税制改正と次の改正への展望

中小企業の経営資源の集約化に資する税制について……………(25)

平田 卓也 / 橋本 定和
大町 徹也 / 下藤 文哉

「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」の解説(令和2年6月30日付課法2-17ほか1課共同)(子会社株式簿価減額特例編(下))……………(37)

高橋 正朗

税務相談 消費税 和氣 光

適格請求書発行事業者の登録の効力の発生時期等……………(48)

今週のFAQ……………(50)

★ショウ・ウインドウ……………(51)

事業復活支援金の収益計上時期 免税事業者となる際の棚卸資産の調整

税務研究会 出版局情報室……………(52)

◎発行所 税務研究会 <https://www.zeiken.co.jp>
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング

展望

インボイス導入まで1年半 施行日をまたぐ取引に係る交付義務を確認

▷…令和5年10月1日にスタートする消費税のインボイス制度。同日以後の国内における資産の譲渡等について適用されるが、施行日である同日をまたぐ適用関係については、消費税率が8%から10%へ引き上げられた前回の令和元年10月1日をまたぐ適用関係と同じなのかどうか判然としないとの声の実務家の間から聞こえてくる。インボイス制度の導入が約1年半に迫る中、施行日をまたぐ取引に係るインボイスの交付義務を確認する(2頁)。

事前確定給与 臨時賞与を支給する場合や冬季賞与に上乗せする場合の損金算入可否

▷…まもなく令和4年3月期決算のシーズンを迎える。コロナ禍において期初に業績悪化を予想していた法人の経営成績が好転し、役員や社員の労に報いる形で決算賞与などの臨時賞与を検討している法人も少なからずあるようだ。従業員に支給する臨時賞与は損金算入されるが、役員に支給する臨時賞与は、事前確定届出給与に該当する夏季賞与や冬季賞与とは別に支給する場合や、冬季賞与に上乗せする場合で、損金算入の可否が異なる(4頁)。

R4改正 グループ通算制度の投資簿価修正の加算措置、子法人株式の適用単位は?

▷…令和4年4月1日以後開始事業年度から適用されるグループ通算制度。令和4年度改正で見直された「離脱時の投資簿価修正の留意点」に続き(No.3694)、子法人株式の譲渡原価への加算措置について、離脱する子法人株式に任意に適用できるか否かを取り上げる(6頁)。

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く

令和4年度税制改正と 次の改正への展望

未来投資に積極的な企業に
大型減税を検討
原資は消極的な企業が負担



【1】 賃上げ税制の抜本強化などを目玉とする令和4年度税制改正。本誌は、自民党税制調査会副会長の宮沢洋一会長に単独インタビューを行い、主要改正項目のほか、次の改正での実現が見込まれる「未来への投資を積極的に行う企業を応援する税制」や、注目される「相続税・贈与税の一体課税」、「金融所得課税」の見直しなどを聞いた。

(※このインタビューは令和4年2月8日に実施しました。)

Q1 令和4年度税制改正についての 全体的な評価をお聞かせください。

10月に総選挙があった関係もあり、令和4年度税制改正大綱の取りまとめは例年よりも短期間で行われました。政権が変わってすぐということで大きな改正を用意する時間ありませんでしたから、税制改正の大きさとしては小粒なものとなっています。“マル政項目”で議論したのも大きいのは住宅ローン控除と賃上げ税制くらいです。

Q2 住宅ローン控除の改正のポイントを教えてください。

消費税率引上げの反動減対策として行ってきた借入限度額の一律の上乗せは終了し、質の高い住宅の取得を応援するための税制に改めます。例えば、新築の長期優良住宅は5,000万円など、質の高い住宅を取得する場合には、これまでと遜色ない借入限度額を維持するとともに、そうでない住宅の借入限度額は引き下げる

ということです。中古住宅についても、良質な住宅(低炭素・長期優良住宅、ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)は、借入限度額を従来の2,000万円から3,000万円に引き上げます。

控除率については、固定型・変動型で金利が異なる中で、実際に支払った利息額を上限にすべきだという意見もありましたが、実務的に可能なかどうかという観点などから0.7%に引き下げることにしました。

Q3 賃上げ税制の改正のポイントを教えてください。

一定規模以上の大企業に限り、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することを要件に加えました。給与の引上げや取引先との適切な関係の構築の方針などをHPで公表してもらうものですが、経産省に届出を行う必要があり、宣言の中身がしっかりしていないと受理してもらえません。宣言を守れなくてもペナルティはありませんが、こういう時代ですから、マスコミやネットの世界において、ど

法人税
所得税
源泉税
消費税
国際課税
相続贈与
通則法
地方税
裁判裁決
その他

の企業が宣言をしたのか、していないのかが明らかにされると思います。特に、有力企業が宣言をしていなければ、すぐに公表されるでしょう。宣言をした企業の実績も、調べればある程度わかるようになると思いますので、かなり実効性が伴うのではないのでしょうか。

Q4 大綱の基本的考え方に「未来への投資等に向けた経済界への期待」と題する異例のメッセージが盛り込まれました。この中で、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業への「真に有効な支援」と、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合の「企業の行動変容を促すための対応」を検討するとしています。

ここ十年来、日本企業が積極的な経営をしてこなかったことについて、税調の幹部の間では非常に失望感がありました。内部留保はどんどん積み上がる一方で、配当と自社株買いしかやっていないじゃないか、という不満がずっとあるわけです。

今回、賃上げ税制を抜本的に強化しましたが、マクロ的に見れば、大企業も中小企業も手元資金が相当積み上がっていますので、全体として賃上げの余力はあります。

しかし、賃上げだけで世の中が回っていくわけでありませんし、中長期にわたって企業がそれなりの利益を出す体質に変わらなければ継続的な賃上げはできません。利益を出す体質にするためには、販売価格を上げていく努力も必要ですが「2050年カーボンニュートラル」という大きな目標がある時代ですから、未来を見据えた人材・設備投資や研究開発をしっかりとやっていただく必要があるのだと思います。

特に人材投資は、相当程度やっていただく必要があります。例えば、熟練工が少なくなっ

ているという問題がしばらく前から指摘されていますが、これまでのOJTでは前の熟練工に追いつくだけです。カーボンニュートラルやAIといった新しい時代を切り開くためには、社外で研修するOff-JTが重要となります。

そういった「未来への投資」を積極的に行う企業を応援する税制を次の改正で検討します。一方、減税の原資は、そういうことをやらない企業に負担していただきます。例えば、極めて簡単な例でいえば、法人税率を一律2%引き上げれば1兆円ぐらゐの増税になります。その1兆円を、未来への投資に積極的な企業への減税の原資にすれば、やる気のある企業とそうではない企業との差がかなり大きくなっていきます。既にそういった減税措置を検討するよう指示を出しています。具体的な制度の設計をはじめると難しい話も色々出てくると思いますが、そういう方向の減税を、是非、令和5年度税制改正で実現したいと考えています。

Q5 消費課税では、免税事業者がインボイス発行事業者登録を行う際の経過措置の期間延長などが行われます。インボイス制度がスタートする令和5年10月1日まで、あと1年半強ですが、円滑な移行に向けて、課題と認識していることはありますか？

免税事業者の方はインボイスを発行できませんから、特にBtoBの取引から排除されやすいという問題があるのは確かです。一方で、経過措置を設けており、免税事業者の方からの仕入であっても6年間は80%又は50%の仕入税額控除ができるようにしています。また、販売先が一般消費者であれば影響はありません。

軽減税率を導入した時には、かなり混乱があつて当然だと考えていましたが、想定していたような混乱は起こらず、やはり日本は大した

国だなあと感じました。インボイス制度についても、来年の10月までにしっかり対応できるだろうと考えています。

Q6 資産課税では、相続税・贈与税の一体化が行われるのではないかと大きな注目が集まっています。

私も地元の税理士さんなどから色々とお問い合わせを受けましたが、どなたかが仕掛けていたのでしょうか。それで利益を得ている方がいるかどうかは知りませんが、昨年の秋の税制改正でそれをやるつもりは毛頭ありませんでした。

ではいつやるのかということですが、まずは政府税制調査会で学者の皆さんに粗ごなしの整理を理論的にしていただくことが必要になると思います。その整理を参考にしながら実際にどのような制度を作るか議論していくわけですから、「すぐ明日やる」という話では、まだないのだらうと思っています。ただ、課題として大きいことは認識していますから、そんなに延ばせるわけでもないということです。

問題意識としては、贈与税の税率が相続税の税率よりも急激に高くなるように設定されており、贈与がしにくくなっているということがあります。一方、相続税を最高税率で支払うことがわかっている資産家からすると、高い税率でも事前に贈与しておいた方が得になるという問題もあります。こういった問題を今後しっかり検討していかなければなりません、具体的にどのような形にするかは、まだ全く決めていません。

Q7 一般の方々には贈与税の110万円の基礎控除への関心が高いようです。

これから検討するわけで、いま私がどうこう言う立場にありませんが、個人的にはそう無茶なことはできないように思います。

Q8 個人所得課税では、金融所得に対する課税のあり方などが検討課題にあげられています。

主要国と比較して、我が国の税負担が軽い方であることは確かです。日本と同じような仕組みをとるドイツの税率が26%くらいだったと思いますが、それも参考にしながら金融所得への課税のあり方を全体として検討していくことが考えられます。ただ、所得の少ない方に配慮し、積立NISAのような制度を利用しやすくする、といったことと合わせて考えていく必要があると思います。

先に手を打つ必要があるのは格差への対応です。金融所得課税の議論には土地・建物の譲渡所得も入っていますが、分離課税により所得の大きな人の税負担率が相対的に下がっているという問題があります。まだ諸外国ほど格差は大きくなっていませんが、岸田政権の目指す成長と分配の好循環ということを考えれば、それなりに大きな金融所得を得ている人への課税のあり方は、なるべく早く検討すべきだと思います。

編集部 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

《略歴》

宮沢 洋一 (みやざわ よういち) 氏

昭49. 4 大蔵省入省

55. 7 岸和田税務署長

平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官

12. 6 衆議院議員総選挙当選

(以降3期連続当選)

22. 7 参議院議員選挙当選

26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等

27.10 自民党税制調査会会長

28. 7 参議院議員選挙当選 (2期目)

令元.10 自民党税制調査会小委員長

3.11 自民党税制調査会会長